# SKY カード利用規則

スキルウェイ協同組合
S-GROUP Skillway Cooperative

（目的）

第１条　この規則は、スキルウェイ協同組合（以下、「組合」といいます。）が ING グループ株式会社から「ＵＣコーポレート会員」と認定され、組合所属の組合員のうち組合がカード使用者として適格と認めた者（以下、「組合員」といいます。）に対してＵＣＥＴＣカード（以下、「SKY カード」といいます。）を取扱うにあたり、事業を円滑・適正に運営するため、必要な事項を定めるものとします。

（SKY カードの利用範囲）

第２条　SKY カードは、東/中/西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、公社等（以下「カード取扱道路管理者」といいます。）の有料道路及び、一般有料道路において、ＥＴＣシステムを利用した通行料金の支払に利用することが出来ます。

（SKY カードの利用資格）

第３条　　カードの利用資格者は、組合に所属する組合員のうち組合がカード使用者として適格と認めた組合員に限ります。

（SKY カードの利用申込み）

第４条　　カードの利用申込みは法人又は個人事業主単位となります。

２．カードの利用申込みを行う法人又は個人事業主（以下、「申込者」といいます。）は、本利用規則、ＥＴＣシステム利用規程、ＥＴＣシステム利用規程実施細則、当組合が別に定める特約のすべてを承認のうえ、第７条第２項に定める書類を当組合に提出して下さい。

３．次の各号のいずれかに該当するときには、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。

一 申込者が、セットアップした車載器を正当に保有することが認められないとき。

二 申込者が、過去に道路会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。

三 申込者が、道路会社の管理する道路において車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）に違反したことがあるとき。

四 申込者が、道路会社に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていないとき。

五 その他組合が、カード利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

（利用できる車両の範囲）

第５条　SKY カードの利用車両は、組合員が正当な使用権を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られます。

２．利用車両の名義は、法人の場合は法人名義に限られ、個人事業主の場合は代表者名義に限られます。但し、他の名義であっても正当な所有権、使用権を証明できれば利用車両とすることが出来るものといたします。

（ＥＴＣ車載器の搭載義務及び管理番号の使用権）

第６条 前条規定の利用車両にはＥＴＣ車載器の搭載義務があります。

２．利用車両のＥＴＣ車載器管理番号はＥＴＣ車載器の所有のいかんにかかわらず、SKY カードの利用中は組合に使用権を与えたものといたします。

（SKY カードの利用申請手続）

第７条　　SKY カードの利用承認を受けようとする組合員は、申請者自らが所定の事項を記入した組合が規定する以下の

書類を提出して下さい。

２．一　SKY カード申込書　１通

二　SKY カード発行申請書　必要数

三　ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書の写し　必要数

四　自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証の場合は、該当車両の自動車検査証記録事項（車検証閲覧アプリからプリントアウトしたもの等））　必要数

五　口座振替依頼書　１通

六　資格証明書の写し　１通

・法人でお申込みの場合（商業登記簿謄本、又は履歴事項全部証明書の写し３ヶ月以内のもの）

・個人事業主でお申込みの場合（個人事業税納税証明書又は、確定申告書）

七　その他組合が必要とする書類　必要数

（SKY カードの利用承認）

第８条　組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかに SKY カードの利用の諾否を審査し、SKY カードの発行をもって利用承認したものといたします。カードの利用を承認された申込者（以下、「カード利用者」といいます。）は組合が承認した場合を除き、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。

（SKY カードの交付）

第９条　組合は、カード利用者に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がなされた車両（以下、「登録車両」といいます。）に対して、カードを交付します。

２．組合員は、SKY カードの交付を受けるときは、SKY カード受領書を提出して下さい。

３．組合員は、SKY カード取扱管理者を定め、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければなりません。また、カード利用者は、組合の承認を得た場合を除きカードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することを一切してはなりません。

（SKY カードの有効期限）

第１０条　SKY カードの有効期限は、SKY カード表面に記載された月の末日までといたします。

（SKY カードの取扱諸費用）

第１１条　カード利用者は、取扱諸費用等として定められた額をお支払い下さい。

２．諸費用は、カードの解約、カードの亡失等理由のいかんを問わず返還いたしません。

（SKY カードの利用について）

第１２条　カード利用者は、カード取扱道路管理者が指定する道路又は料金所において、カードを利用することができます。なお、カードの利用にあたっては、ＥＴＣシステム利用規程、ＥＴＣシステム利用規程実施細則を遵守して下さい。

２．カード利用者は、組合の承認を得た場合を除き組合から交付を受けた組合員及びその使用人その他の従業員以外の者に利用させることはできません。

３． カードは、改変しないで下さい。また、破損又は変形したカードは、使用しないで下さい。

４． １枚のカードを、同時に２台以上の車両の通行料金の支払いに利用することはできません。

（車載器の取扱い）

第１３条　車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません

２． 車載器の周辺に物を置くなどして電波をさえぎってはいけません。

３． 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた車両のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた車両をけん引きできる構造に改造した場合及び車載器を他の車両に付替えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをして下さい。

（ＥＴＣシステム利用方法）

第１４条　ＥＴＣシステムを利用するカード利用者は、ＥＴＣシステムを利用することができる車線（以下「ＥＴＣ車線」といいます。）に進入する前に SKY カードを車載器に挿入して下さい。その際、挿入する方向を確かめて確実に差し込んで下さい。

（SKY カードを利用した場合の通行料金の割引）

第１５条　SKY カードを利用した組合員は、ＥＴＣシステムを利用することによって、組合が定めた割引を受けることができます。

（SKY カードを利用した場合の通行料金の決済）

第１６条　組合は、組合員が SKY カードを利用することにより発生した通行料金等を、組合所定の請求書により組合員に請求 致します。

２． カード利用者は、毎月組合が送付する請求書に基づき、遅滞する事なく料金をお支払いください。

３． カード利用者が、前項の定めに違反して料金の支払いを行わず、組合の督促後５日経過してもなお指定の振込を行わないとき、又は、２度に渡り支払約定日に遅滞した場合には、組合がやむを得ざるものと認める場合を除き、SKY カードの利用を停止します。

（支払の保証）

第１７条　組合は、カード利用者に対し、次に掲げる支払い保証を求めることができるものと致します。

一　組合が定めた保証金の前納又は積立

二　カード利用料金が急増した場合、又は、カード利用者の信用に不安が生じたと認められる場合などには、組合の判断により、同組合員が組合から受けるべき割引金額等の全部又は一部を、更に保証金として組合が追加して預かり、もしくは組合の有する債権の返済に充当することができることとします。

三　組合が求める連帯保証人の提出 四　その他組合が必要とする保証方法

２． 保証金の預託を受けた組合は、組合員の希望があれば保証預かり証を発行するものとします。

３． 預託された保証金の利息は組合に帰属するものとします。

４． 保証金預り証を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできません。

（支払の追加保証）

第１８条　通行料金の急増、支払いの遅延等の場合、組合はカード利用者に対し、連帯保証人の追加、保証金の追加預託

を請求することができます。

（督促を受けたときのSKYカード利用通行料金等の支払い）

第１９条　組合は、カード利用者が通行料金等請求書の納入期日までに通行料金等を納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとします。組合は督促状１通につき手数料２，０００円を徴収します。

２．前項の納入期日は、督促状を発した日から起算して５日とします。

３．カード利用者が、督促状に定められた支払期限までに通行料金等を支払わないときは、組合は保証人に対して当該額の支払いを請求し、又は預託された保証金から相当額を充当できるものとします。

（期限の利益の喪失）

第２０条　カード利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、第１６条第２項から第３項及び前条の定めにかかわらず、通行料金及び手数料について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものと致します。

一　破産、保全処分、会社更正、民事再生、会社整理もしくは特別精算の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

二　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三　組合へ、預託している保証金について差押え、仮差押え、保全差押え、若しくは仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

四　第１号に掲げる場合以外で、組合が第３４条の定めによりカード利用承認の取消しをしたとき。

五　カード利用者が、通行料金、手数料その他の組合に対する債務のひとつについてでも、その履行を遅滞し、もしくは違反したとき。

２．組合は、前項の場合においていつでも当該カード利用者に対して、通行料金等の支払いを請求し、又は預託された保証金から相当額を充当することができるものとします。

３．組合は、組合員の信用に不安が生じたと認められるときには、組合員に通知することなく、預託された保証金及び組合が組合員に支払うべき金員等と、組合の組合員に対する債権とを相殺処理できることとし、組合員もこれを異議なく了解することとします。

（延滞金）

第２１条　組合は、第１９条１項の規程による督促を受けたカード利用者が、督促納入期日までに通行料金等を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ未納通行料金等に、年利１４．６パーセント（１年を３６５日とする日割計算）の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求できるものとします。

（SKYカードの亡失）

第２２条　カード利用者は、紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちにSKYカード紛失届を組合に提出して下さい。

２．カードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、カード利用者が負うものといたします。

３．カード利用者が、第１項に定めるSKYカード紛失届を提出した後にカードを発見したときは、そのカードは利用できませんので、ハサミを入れて組合へ返却して下さい。

４．カード利用者は、亡失等に関し、所定の亡失手数料が請求されるものといたします。

（亡失の責任）

第２３条　カード利用者が、管理上の徹底不足、不注意等でSKYカードの取扱いとしてふさわしくない事由によりSKYカードを亡失したと組合が認めた場合には、組合の定める期間、SKYカードの再発行はできないものとします。

２．亡失したことによる生ずる一切の責任は、亡失事由のいかんにかかわらず、カード利用者が負うものとします。

（不正使用料金の補償）

第２４条　前条に基づきカードを紛失した場合、SKYカード紛失届を提出し、かつ所轄の警察署に届出を行い、その受理番号を組合に通知した日を「受理日」とし、以下の通り補償を行います。

２．本補償は、カードが盗難または紛失により第三者に不正使用されたことによる損害に対して適用されます。

３．補償期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、カードの利用が継続されている限り、自動的に更新

されるものとします。

４．補償費用は、毎年4月1日時点で保有しているカード1枚につき年額660円の更新手数料に含まれるものとします。

５．補償適用期間は受理日を起算とし前後２０日間の最大４１日間とします。

６．補償適用期間は、受理日を起算日として、その前後各20日間、合計最大41日間とします。。

７．当組合が発行する走行明細書により不正使用が判明した場合、カード利用者は速やかにその旨を組合に通知するものとし、組合がこれを受理した時点で補償の適用となります。

（SKYカードの追加交付手続）

第２５条　カード利用者は、その所有する車両の増加等の事由によりカードの追加交付を受ける必要があるときは、SKYカード発行申請書及び必要書類を組合に提出して下さい。

２．組合は次の各号のいずれかに該当する場合には、カードの追加発行を行いません。

一　カード利用者が、通行料金等の支払の督促を受けているとき。

二　カードの割引停止、又は利用を停止され、その停止期間中にあるとき。

（SKYカードの再交付手続）

第２６条　カード利用者は、カードを亡失し、又はカード利用者の帰すべき事由により破損等した場合で、カードの再発行を受けようとするときは、SKYカード再交付申請書を当該カードとともに（亡失の場合は除く）組合に提出して下さい。

（SKYカードの一部返却）

第２７条　カード利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにSKYカード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合に提出して下さい。

一　登録車両の一部を利用しなくなったとき。

二　登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。

三　その他のカード利用者の事由によりカードの一部が不用となったとき。

（SKY カード利用の解約）

第２８条　カード利用者は、カードを利用する必要がなくなったときは、速やかに SKY カード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合に提出して下さい。

２．前項の SKY カード返却届の提出があったときは、組合は通行料金等が完済されていることを確認し、理事会の承認のうえ、その月末に解約の手続きするものとします。またカード利用者が、保証金の預託により通行料金等の支払いを保証している場合においても、組合は通行料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金をカード利用者へ返還します。但し、後納料金等が完済されても、特別な事情があると組合が判断した場合、解約の手続きを行わないことがあります。

（届出事項の変更）

第２９条　カード利用者は、組合に提示した書類の内容等に変更があったときは、速やかに届出事項の変更及び必要書類を組合に提出して下さい。

２．カード利用者が、登録車両の入替えを行う場合、届出事項変更届及び添付書類を提出して下さい。

３．カード利用者が届出事項の変更を遅延したこと、又は適切に行わなかったことにより生ずる一切の責任は、カード利用者に負っていただきます。

（必要書類の提出）

第３０条　カード利用者は、カードの利用について組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を組合に提出して下さい。

（協力義務）

第３１条　カード利用者は、次に掲げる事項について、注意し、協力するものとします。

一 交通事故の防止に関すること。

二 交通マナーの向上に努めること。

三 車両制限令の遵守に関すること。

四 原因者負担金の速やかな支払に処すること。

五 組合の行う各種事業を積極的に利用すること。

六 その他組合が必要と認める事項。

（警告）

第３２条　カード利用者は、本利用規則に関し、組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正して下さい。

（SKY カード利用の停止）

第３３条　次の各号のいずれかに該当する場合は、組合は組合員の意思を確認することなくカードの利用を停止できるものとします。

一 カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。

二 カード利用者が、SKY カード利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。

三 カード利用者が、本利用規則に違反する行為をしたとき。

四 カード利用者が、車両制限令に違反したとき。

五 カード利用者が、SKY カードを管理上の徹底不足、不注意等取扱いにふさわしくない事由により亡失したとき。

六 カード利用者が、各高速道路会社に対して債務を有して、当該債務を履行しないとき。

七 カード利用者が、第１９条１項及び２項に定める支払期限までに通行料金等を支払わないとき。 八 カード利用者が、二度に渡り第１６条第２項に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき。九 前条に定める場合の他、通行料金等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと組合が認めたとき。

（SKY カード利用の承認取り消し）

第３４条　組合は、カード利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード利用を停止し、カード利用承認を取り消すものとします。この場合、カード利用者は、直ちに SKY カード返却届を添え、ハサミを入れたカードを組合へ返納して下さい。

一 カード利用者が、カードを改変したとき。

二 カード利用者が、カード利用停止期間中において、第３３条第１項第８号のいずれかに準ずる行為があったと組合が認めたとき。

三 カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。

四 カード利用者が、この本利用規則に違反する行為をし、その情状が重いとき。

五 カード利用者が、車両制限令違反等において行政処分を受けたとき。

六 破産その他これに類する理由により、通行料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき。

七 第１６条の２項の定めに違反して通行料金等の納入が行われず、第１７条第１項規程の保証金の預託が行われないとき。

八 その他カード利用者が、カード利用者として不適当な行為をしたと組合が認めたとき。

（利用規則違反等によるカード利用者の責任）

第３５条　カード利用者が、本利用規則に違反したことが原因で、組合が各高速道路会社等より各種割引利用等の承諾の取り消し等の処分を受けた場合には、組合及び他の組合員が被る損害に対して、組合が賠償を請求することができるものとする。

（SKY カードの管理）

第３６条　組合員は、カードの管理に関してカード管理責任者を設置する。

２． カード管理は、組合の定款、関係諸規程、本利用規則、ＥＴＣシステム利用規程、ＥＴＣシステム利用規程実施細則、ＥＴＣマイレージサービス利用規約、ETC カード利用規約に準拠して行います。

（反社会的勢力の排除）

第３７条　カード利用者は、次の各項の事項を確約する。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本申込を締結するものでないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２．組合はカード利用者について、前項に反する事項に該当した場合には、何らの催告を要せずして、本申込を解除することができる。

（周知及び説明の義務）

第３８条　カード利用者は、使用人その他従業員に対して、本利用規則の内容を周知徹底し、違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければなりません。

（免責事項）

第３９条　組合は、次の各号に該当するときは、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、組合の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他組合の責によらない事由により、カード利用者のカード利用が遅滞し、又は不能となったとき。

二 カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅滞し、又は不能となったとき。

三 通信機器、回線及び電子計算機などの障害、電話の不通その他組合の責によらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅滞し、又は不能となったとき。

四 災害、事変その他組合の責によらない事由により、カード利用者のカード利用が遅滞し、又は不能となったとき。

五 高速道路会社が高速道路管理の必要上、ＥＴＣシステム又はカードの利用を制限し、若しくは停止したため、カードの利用が遅滞し、又は不能となったとき。

六 カード利用者がカードを亡失した場合において、組合が紛失届を受領する前に、他人に当該カードを利用させたとき。

七 組合の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害などがなされたことにより、申込者又はカード利用者の名前、住所、電話番号、保証額又は請求額が漏洩したとき。

２．カード利用者は、次の各号に掲げる事項に該当するときには、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、カード利用者の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。

一 災害、事変又は通信回線の故障その他カード利用者の責によらない事由により通行料金等の支払いが遅延した場合は、第１９条第１項に定める督促手数料及び第２１条に定める遅延金を免除するものとします。

二 郵送上の事故その他カード利用者の責によらない事由により通行料金等の支払いが遅延した場合は、第１９条第１項に定める督促手数料及び第２１条に定める遅延金を免除するものとします。

（債権譲渡）

第４０条　組合員は、組合が本利用規則に基づく組合員に対する債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができることをあらかじめ承諾するものとする。

（準拠法）

第４１条　本利用規則に関する準拠法は、日本法とします。

（合意管轄裁判所）

第４２条　カード利用者は、組合との間で訴訟が生じた場合は、組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

（規則の変更）

第４３条　組合は、本利用規則を改定することがあります。

２．前項の場合において、組合は、改定後の規則をあらかじめ書面その他の方法によりカード利用者あてに通知します。当該通知により組合が指定した改定後の規則の適用開始日以降に、カード利用契約者がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。

３．カード利用者は、改定後の規則を承諾できない場合、第２８条の定めに従い解約することができます。

附則

本規則の改正は、理事会の決議を経て改正します。

本規則は、2025 年 6 月 1日から施行します。

ＥＴＣシステム利用規程

https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html

ＥＴＣシステム利用規程実施細則

https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html